
令和7年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第5日）

令和7年3月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和7年3月21日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第3号 令和6年度うきは市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第2 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第14号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第15号 市有財産の貸付けについて
- 日程第5 議案第16号 うきは市地域公共交通計画の策定について
- 日程第6 議案第20号 うきは市宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 第2期健康うきは21（うきは市健康増進計画）の策定について
- 日程第9 議案第18号 うきは市こども計画の策定について
- 日程第10 議案第26号 うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第31号 うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 令和7年度うきは市一般会計予算
- 日程第15 議案第8号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第9号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第10号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第18 議案第11号 令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第19 議案第12号 令和7年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第20 追加議案上程（議案第44号 1件、発議第1号から発議第3号まで 3件）
- 日程第21 市長の提案理由説明
- 日程第22 議案第44号 和解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第23 発議第1号 うきは市議会会議規則の全部を改正する規則の制定について

- 日程第24 発議第2号 うきは市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第25 発議第3号 うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 諸報告
- 日程第27 閉会中の調査の申出について
(総務産業常任委員会)
(1) 鳥獣害に関する調査
(2) 所管事務調査
(厚生文教常任委員会)
(1) 带状疱疹ワクチンの助成に関する調査
(2) 学校支援の在り方に関する調査
(3) 所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和6年度うきは市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第13号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第14号 うきは市道路線の認定について
- 日程第4 議案第15号 市有財産の貸付けについて
- 日程第5 議案第16号 うきは市地域公共交通計画の策定について
- 日程第6 議案第20号 うきは市宿泊税交付金基金条例の制定について
- 日程第7 議案第32号 うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第17号 第2期健康うきは21(うきは市健康増進計画)の策定について
- 日程第9 議案第18号 うきは市こども計画の策定について
- 日程第10 議案第26号 うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第30号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第31号 うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 令和7年度うきは市一般会計予算
- 日程第15 議案第8号 令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第16 議案第9号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第17 議案第10号 令和7年度うきは市立自動車学校特別会計予算
- 日程第18 議案第11号 令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算
- 日程第19 議案第12号 令和7年度うきは市下水道事業会計予算
- 日程第20 追加議案上程（議案第44号 1件、発議第1号から発議第3号まで 3件）
- 日程第21 市長の提案理由説明
- 日程第22 議案第44号 和解及び損害賠償額を定めることについて
- 日程第23 発議第1号 うきは市議会会議規則の全部を改正する規則の制定について
- 日程第24 発議第2号 うきは市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第25 発議第3号 うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 諸報告
- 日程第27 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）
（1）鳥獣害に関する調査
（2）所管事務調査
（厚生文教常任委員会）
（1）带状疱疹ワクチンの助成に関する調査
（2）学校支援の在り方に関する調査
（3）所管事務調査

出席議員（13名）

2番 高木 亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君 記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	教育長	樋口 則之君
市長公室長	吉松 浩君	総務課長	石井 太君
監査委員事務局長	柳原由美子君	会計管理者	佐藤史津子君
市民協働推進課長	江藤 良隆君	企画財政課長	高瀬 将嗣君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君

午前９時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

今日、最終日となります。

その前に一言、昨日は春分の日でありますと同時に、うきは市２０周年記念の日でもございました。うきは市の広報、LINE、お読みになった方もいらっしゃると思いますが、私も見せていただきました。大変御苦勞をおかけを執行部のほうにいたしました。見事なものが出来上がっているというふうに思っております。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、今日は御不幸により、副市長は欠席という連絡をいただいておりますことを申し述べておきたいと思ひます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

そこで、議事に入る前に、開会直後で大変申し訳なく存じますが、急ぎ協議したい案件がございますので、ここで暫時休憩をさせていただきます。

この件については、局長のほうからお願いします。

○事務局長（浦 聖子君） 議会運営委員会をまず開催したいと考えておりますので、タブレットをお持ちの上、委員の皆様、第1委員会室にお集まりください。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので、議運の委員以外の皆様は控室でお待ちください。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 暫時休憩します。

午前9時01分休憩

午前10時20分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開いたします。

執行部の皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、先ほどの休憩を取って、急ぎ協議の必要があるということを申し上げましたが、この議題につきましては、竹永議員の一般質問資料への疑義について議会運営委員会で協議し、先ほどその方向性によって全員協議会で協議をいただいて、今後の対応について皆さんの合意をいただきましたので、ただいまよりその結果について議長として告知を申し上げます。

今議会で竹永議員が配付いたしました一般質問の資料について、執行部から疑義と抗議の申入れがありました。この資料につきましては、執行部や議員のほか、傍聴者にも配布はなされております。通告外の内容でしたので、この資料についての発言は認めないということで本人も了解いただき、この資料は根拠等が不明であり、これを見た市民を混乱させる可能性があります。このようなことがあると、議会の公正性、信頼性を疑われかねません。

うきは市議会では議会基本条例を定めており、第2条第1号に基づき、議会は公平性及び信頼性を確保する必要があるとございます。このため、竹永議員においては、一般質問の配付資料について、その根拠等を調査し、4月30日、4月末日までに議長に報告されるよう要請いたします。

竹永議員、以上でございますが、答弁を求めます。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今、議長のほうから言われましたように、一般質問の資料について不十分な点がありましたので、4月30日までに経過等について報告するよう努力いたします。

○議長（江藤 芳光君） 了解いたしました。よろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、遅れましたが、議事に入らせていただきたいと思います。

日程第 1. 議案第 3 号

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、議案第 3 号令和 6 年度うきは市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託いたしておりました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。9 番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、ただいま議題となりました、議案第 3 号令和 6 年度うきは市一般会計補正予算（第 9 号）について、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されていまして、うきは市議会委員会条例第 36 条の規定により、審査の経過と結果について主な点について報告いたします。

当委員会は、効率的に審査を行うこととし、議案と補正予算を所管単位に行い、審査を実施しております。審査には、市長公室長や所管課の課長・係長に出席を求め、説明を求めました。

まず最初に、令和 6 年度繰越明許費に対する質疑について報告を申し上げます。

補正予算第 2 表繰越明許は総額 9 億 6,833 万 5,000 円のうち、総務産業常任委員会の所管分は 8 億 8,396 万 6,000 円になり、審査に当たり多額に上る事業繰越しについて明細資料を求め、確認を行っております。

2 款 1 項公共施設省エネ改修工事は 2 億 4,611 万 5,000 円繰り越しますが、総合福祉センターの Z E B 化改修設計が 5 月完了、アリーナの L E D 化工事は 4 月完了、市役所・西別館・吉井中の L E D 化は令和 8 年 3 月完了予定とのことでありました。令和 6 年度の 9 月補正でスタートしたことから、令和 7 年度に繰り越すことになったとの説明がありました。

同じく、2 款 1 項 A I デマンドシステム導入業務委託料等 6,494 万 1,000 円は、今回、3 月補正に計上されており、全額繰り越すものであります。

また、債務負担行為追加の A I デマンド交通運行事業 2,708 万 6,000 円は、令和 8 年度 4 月から 9 月までの実証実験の運行业務委託費を計上するもので、令和 7 年度から令和 8 年度に繰り越すとの説明でありました。

また、繰越明許費 8 款 2 項道路橋りょう費 1 億 1,363 万 8,000 円は、新設道路 4 路線、交通安全対策事業 1 路線、橋りょう維持補修費 4 橋になりますが、令和 6 年 7 月の大雨の影響で工事の遅延が生じたためとの説明でありました。

さらに、11 款災害復旧費、1 項農地及び農業用施設災害、第 2 項公共土木施設災害、いずれも現年発生合わせて 4 億 519 万 7,000 円になりますけれども、田 12 件、畑 3 件、水路 3 件、頭首工 2 件、道・橋 6 件、川 11 件、合計 37 件の繰越しになります。毎年繰り返される災害が重なり、復旧工期を確保することが困難な状況との説明でありました。

改めて、近年、頻発化する災害による復旧工事は地域産業の復旧・復興に時間がかかることになり、中山間地域を含むうきは市の復旧対応の迅速強化の対策が必要ではないかと考えさせられました。

次に、歳出予算の主な点について報告します。

2款1項9目地域活性化推進費6,854万1,000円は、A I デマンドシステム実証実験ということで6,494万1,000円を計上し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通従事者確保支援事業補助金として360万円を計上しております。この予算は全額令和7年度に繰り越すこととしています。

まず、物価高騰対応への支援は、市内4事業者へ第二種免許取得支援、乗務員確保支援、新規雇用支援を行い、負担軽減を図るとしています。この部分での質疑はありませんでした。

A I デマンド交通推進事業についてですけれども、うきは市地域公共交通計画に基づき実証実験を令和7年10月から実施するものであり、実施に向けてシステム導入業務2,494万8,000円をプロポーザルによって委託する予定であります。

バス運行業務委託料と実証実験実施に向けた経路の調査や実証実験の分析、運営に係る支援調整費用2,371万4,000円は、うきは市タクシー協会と委託契約を予定して、A I デマンド交通専用バス、バスと書いてありますけれども、実際はタクシーということになりますけれども、10人乗りの車両3台の購入費として1,555万5,000円を予定しているとの説明がありました。

委員からは、A I デマンドの仕組みとは何か、また、実証実験の時期の確認、バスを無償貸与としているが、管理費の負担はどうか、3台のバスをどのように動かすのかなど、うきは市地域公共交通計画と合わせた意見が多く出されておりました。

補正予算の審査に関する部分として、実証実験は令和7年10月から令和8年9月までを予定して、スクールバスや各自治協議会で行っている移動支援、病院が行っている送迎も全てこのA I デマンドに切り替えられないか、病院からの収入も実証実験の中でやれないかと思っている。それから夕方の部活の後や塾の送迎など、ミーティングポイント（乗降箇所）をどこに置けば効率よく利用頻度が上がるのか、地元の方と話しながら実証実験の中でやっていきたいという表明がありました。最初は無料期間を設定しながら周知を広げ、まずは使ってみていただきたい。地元には3回程度バス停の場所やアプリの使い方の説明が必要だと思っているとの説明でありました。

バスの運行については、タクシー会社の休みも必要なので、2台か3台フル稼働するかどうか、時間をずらすのか今後の協議になるということでありました。

それから、保険料・燃料費等、10万以上の修繕費については、うきは市の負担と考えている

との説明でありました。

委員からは、実証実験についてはやらなければならない現実に来ている。成功する確率がどうかはあるが、とにかく頑張っていこうとの発言もありました。

次に、２款１項１３目新エネルギー対策費１億２，４９５万７，０００円の減額予算については、１２節脱炭素先行地域づくり事業執行事務委託料１，０３８万３，０００円の減額は、当初予算で３，４２２万円を計上し、カゼノネに対象地区でのサポートを事業委託しているが、公募開始が１０月から始め、１１月に姫治地区へチラシを配布して、１月までの申請となった。各集落の常会に１０か所程度参加して、先行地域の事業の意義や補助金の内容を説明してきたが、受付期間が短かったこともあり、今年度７件の申請だったということで、残りを減額したということの説明でありました。

１４節公共施設省エネ改修工事費８，２６５万７，０００円の減額は、９月補正で３億３，１１０万３，０００円を計上し、うきはアリーナ、市役所、西別館、吉井中学校のＬＥＤ化工事を実施するもので、工事実施分は令和７年度に繰越明許費で計上し、残りを減額するものであります。

１８節脱炭素先行地域づくり事業費補助金３，１９１万７，０００円の減額は、当初予算３，７９１万７，０００円を計上していましたが、姫治地域の脱炭素先行地域事業費補助金が７件にとどまり、残りを減額するものであります。

委員からは、先行地域指定の姫治地域での事業に対する理解は得られているかとの質問があり、実績の７件はそんなに悪いとは思っていない。まだ知らない方がいると思うので、引き続き常会に行って参加して説明しておきたい。次年度に向けて申請しようとの声もあるとのことでありました。

次に、６款１項７目農地費、農業水利施設保全対策事業費負担金１，２５０万円は、袋野堰土地改良区の夜明取水塔の閉まりが悪く、改修するものであります。令和７年度に九電が夜明けダムの水を落とし改修する計画があるので、県に要望し、採択されたので、負担金を出して、令和７年度に実施するとの説明でありました。

委員からは、用水路の傷みに対する補助についての意見が出され、水利組合を窓口に申請すれば７割の補助を実施している。県営事業と市の単費事業があるが、多面的支払交付金を活用するなど、その都度、協議しているとの説明でありました。

次に、７款１項２目商工業振興費、１８節の臨時経済対策商品券発行事業費補助金２，１００万円については、うきは市商工会が実施する令和７年度のプレミアム商品券発行事業への補助金になり、市民生活の支援を行うとともに、地域経済の活性化を図るとの説明で、令和７年度に繰り越して実施するとの説明でありました。

委員からは、物価高騰対策というのであれば使い道が違うのではないかと、また、20%のプレミアムに魅力がないのではとの意見が出されておりました。

物価高騰対策については、市民向けのメニューと事業者向けの推奨メニューがあり、商品券発行は事業者メニューとして理解してほしいということでありました。20%プレミアムについてはメリットを感じる市民もおられ、事業者側として売上促進になっているとの説明がありました。

今回も完全電子化での取扱いとなることについて、委員からは、うきはPayの在り方について、プレミアム商品券以外の使い方を考え、うきはでお金が循環するようなことを検討してほしいとの意見が出されております。

数年前から検討している地域特定通貨のように健康ポイントをつけて、うきはPayと一緒にお金に換金されて使えるような話もあるので、課内での連携を図り啓発したいとの説明がありました。

以上、令和6年度補正予算について慎重審査を行い、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました、議案第3号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第9号）のうち、所管に関する事項は厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過及び結果を御報告いたします。

当委員会では、3月7日に所管課長及び係長に出席を求め、詳細に審査を行いました。それぞれの議案について、主な質疑を御報告させていただきます。

まず、2款1項16目地方創生推進費について、12節委託料では実績に伴う減額補正であり、特にパソコン講習は申込み実績がゼロで、市民の関心がスマホのほうに移り、講座の需要が変化してきているとの説明がありました。

また、18節のうきはActiveLab. 実行委員会補助金については、もっと幅広い参加となるよう内容を改善できないかと意見が出されました。

次に、２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節委託料の増額については、改正戸籍法が令和７年５月２６日に施行され、戸籍に振り仮名が追加されることになったため、うきは市に戸籍のある約４万３，０００名に対し通知をする必要があるため、その業務を委託するものです。全額が国庫補助となります。一連のやり取りが終わるまでの委託料ということかとの質疑に対しては、この委託料は通知を作成するだけのものであり、後のやり取りは新年度予算での取扱いとなるとの回答がありました。

次に、３款１項社会福祉費、７目障害者対策費増額の理由については、施設入所支援で８月以降件数が増えてきている点と、４月に報酬の改定により加算がついている部分があり、それらが重なって増額が見られている。共同生活援助は今年度既に新規で１１名の開始決定があり、就労継続支援Ｂ型は社会参加を図るため増加傾向で、今年度は２９名増加である。その理由としては、Ａ型事業所が今年度に入り複数閉所し、その利用者がＢ型に移行することと、グループホーム入所が増えたことに伴い、Ｂ型とセットで利用する人が多いためとの説明がありました。

９目１８節の配食サービス事業物価高騰対策支援金について、対象の事業者が社会福祉協議会のみであることに對し、委員より、民間を利用している市民もいるが、こちらの恩恵は受けられないということかとの質疑があり、市の事業としての配食サービスを利用されている方の負担軽減であり、ほかの事業も市の事業に対してのものになっているため、民間のサービス分ではないという認識であるとの回答がありました。

次に、４款１項１目保健衛生総務費の１２節委託料については、妊婦一般健診や出産子育て応援給付は見込みより少ないが、その推移はとの質疑があり、妊娠・出産は当初１８０人の見込みであったが、２月の下旬の時点で母子手帳交付は１２６件となっているため、１４０件分という実績見込みを出しているとの回答がありました。

産後ケア事業の利用人数や利用傾向についてはどうかという質疑に対しては、宿泊型が２４泊、デイサービスの利用が１８日となっている。核家族や精神的に不安のある方、育児支援がなかなか望めない家庭状況の方や育児不安のある方、また、育児の手法を教えてほしい方などが利用されている。宿泊型だと夜間に助産師の方が子供の面倒を見ることでお母さんの休息ができる。本人からの申請もあるが、保健師や助産師、そして医療機関が声かけを行うことで利用につながっているとの回答がありました。

２目予防費の予防接種委託料について、新型コロナワクチンの接種率を確認したところ、当初２，５００人分で予算計上していたが、現状としては８００人見込みとなるために減額し、接種率は８％相当との回答がありました。

１０款２項及び３項１９節扶助費の減額について、人数について質疑を行ったところ、要件拡大分として新たに認定した人数は小学生が３８名、中学生が１２名であり、見込んでいたが申請

がなかった件数は小学生１１８名、中学生７８名であるとの回答がありました。この周知方法についての質疑に対しては、全児童生徒への通知に加え、ホームページ・広報での周知や学校保護者間の連絡ツールである t e t o r u での配信を行い、でき得る限りのことは行っているとの回答がありました。

慎重審査の結果、議案第３号令和６年度うきは市一般会計補正予算（第９号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

これより議案第３号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第２．議案第１３号

日程第３．議案第１４号

日程第４．議案第１５号

日程第５．議案第１６号

日程第６．議案第２０号

日程第７．議案第３２号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第２、議案第１３号辺地に係る総合整備計画の変更についてから、日程第７、議案第３２号うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務産業常任委員会に付託いたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。９番、岩淵総務産業常

任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました付託された議案の案件についてですけれども、全部で6件ありますので、少しお時間いただきますけど、報告させていただきます。

議案第13号辺地に係る総合整備計画の変更について、審査経過と結果について要点を報告いたします。

「辺地に係る総合整備計画」は、うきは市妹川・新川・田竈・小塩の各辺地地域とその他の地域との格差を改める目的で、公共施設の整備を計画的に実施するものであります。

今回の計画変更は、9つの整備を必要とする事業を計画に加筆し、整備を図るもので、橋梁2か所、道路1か所、簡易給水施設2か所、コミュニティセンター3か所、消火設備1か所の整備が計画されており、整備に係る予算は所管ごとに令和7年度予算に計上されています。

委員からは、令和6年、新たに辺地事業計画を更新しているが、計画を5年の区切りにしていることの意味合いはあるのかとの意見が出されました。昨年度までは4年計画であったが、令和6年度から5年計画としている。県の市町村支援課と協議して進めているが、今後も毎年変更していく予定との説明でありました。

また、委員から、辺地事業を使う場合、所管課とうきはブランド推進課で協議しているのか、各項目の事業に関する質問、意見が出されておりました。計画の追加内容は、各地域の整備要望を踏まえ、各部局と財政部局と協議した上で、辺地事業に係る事業を確認し、県と連携協議し、うきはブランド推進課が取りまとめを行い、変更計画を提案しており、事業に係る予算内容については各部局に確認してほしいとの説明でありました。

以上、変更内容について慎重に審議した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号うきは市道路線の認定について報告します。

議案は2路線について認定を審査するもので、一つは、路線番号2011号吉井町福永字嶋に民間事業者が宅地を開発するもので、路線名は嶋第2線、幅員4.8メートル、長さ40.5メートルです。

もう一つは、路線番号2012号浮羽町流川字頭割の県営農村総合整備事業で造られた農道を市道として認定するものです。路線名は笹隈頭割線、幅員4メートル、長さ300.7メートルになります。

委員会は現地確認を行い、質疑を行いました。

2011号嶋第2線に関して質疑はありませんでした。

2012号笹隈頭割線について、県農林事務所で行った農道を市道に認定するのはなぜかとの

意見が出されました。今回は地元からの要望もあり、市道認定とした。市道認定により交付税算定の対象が増えるので有利と判断しているとの説明がありました。なお、質疑の中で、ほかにも4件の市道認定が必要な箇所があるとのことで、早急に整理し、市道認定を行うとの説明がありました。

委員からの特段の異論はなく、全会一致で可決することに決しましたので、報告いたします。

次に、議案第15号市有財産の貸付についてであります。

内容は、旧姫治小学校の土地・建物について、令和7年7月1日から令和17年6月30日までの10年間、静岡県三島市の株式会社VILLAGE INCに無償貸付けを行うことに関する議案になります。

株式会社VILLAGE INCは、キャンプ場の運営等を行う会社ですが、全国9か所で事業を行っており、うきは市では民間事業として「酒宿いそのさわ」を開業しております。旧姫治小学校の土地・建物の活用については、令和6年5月にうきは市と株式会社VILLAGE INC、共同事業者株式会社タカラレーベン3者による「旧姫治小学校使用貸借に係る覚書」を締結しており、令和7年4月にグランドオープンを行い、校舎については令和8年から10年に宿泊施設等への活用を目指しているとの計画が示されております。

委員会では、現在オープンに向けて整備中のグラウンドを活用した「UKIHA RIVER CAMP」の現地を確認し、質疑を行いました。

委員からは、10年間の無償貸付けについて、相手の事業がうまくいかなかった場合、どのようになるか、また、建物の活用について、活用しなければ朽ちていくのではないかと、考え方を聞きたい。株式会社VILLAGE INC、共同事業者株式会社タカラレーベンに関する意見質問などがありました。

うきは市との協定書には、万が一、VILLAGE INC社がキャンプ場の運営・校舎の活用ができなくなった場合には、タカラレーベン社が責任を持って事業を引き継ぐことを「覚書」の中でうたっている。校舎活用については、検討・提案をしていくことになっているが、一部テナントの入居や宿泊等の提案があり、それを目指して頑張りたい。2社の関係については、覚書上でも2社で連携して活用していくことを承諾しているとの説明でありました。

なお、そのほか、建物周辺の棚田や隈上川を挟んだ南側の土地の環境整備や活用についての意見も出されましたが、地元自治協との連携や事業開始による人材活用を図りながら、協力関係を構築することが望まれています。

委員会として特に異論はなく、貸付けにより施設の有効活用と地域の活性化が図れることを期待し、全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第16号うきは市地域公共交通計画の策定についてを報告いたします。

計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間で、公共交通の確保・維持が喫緊の課題となっており、うきは市全域を対象とする持続可能な公共交通サービスの実現を目指すとして、「うきは市地域公共交通活性化協議会（以後交通会議）」で議論し、策定されたものであります。

計画の策定に当たり、交通会議会長をはじめ、各委員の皆さんに対し、貴重な時間をいただき、うきは市の公共交通の在り方を議論いただき、計画をまとめ上げていただいたことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、計画に示された主な内容は、うきは市と近隣自治体への移動の現状、免許返納の実態、うきは市の施設状況、ＪＲ・西鉄バスを含む公共交通の現状並びに自治協を含む輸送手段の現状、市内公共交通空白地域の実情が示され、移動実態に対するニーズ調査の結果など総合的に分析を行っています。その上で基本理念、基本方針3点が示され、公共交通のネットワーク化を目指すとしています。

なお、目標達成に向け、進捗状況の検証と必要に応じた改善を図り、計画を推進することから、交通会議は継続していくとの説明がありました。

委員からは、主にアンケート結果から、利用に対する反応が低い。計画はしたが実際の利用につながるのか、利用しない理由に停留所が希望の場所がない、市内の交通体系で、空バスの状況を見るとＡＩデマンドタクシーに乗って移動を行うというのは時間がかかるのでは、自分の車から抜け出せないのではと思うなど、懸念する意見が出されておりました。

交通会議で示された計画については異論はありませんでしたが、これらの意見を踏まえ、令和7年10月から実施するＡＩデマンド交通実証実験で柔軟な運行経路や運行時間など市民ニーズに対応し、利便性の向上を目指すとしており、議会としても費用対効果を含め、引き続き進行状況を注視し、市民の理解を促しながら、公共交通の普及が進むよう検証していく必要があると考えております。

以上、うきは市地域公共交通計画について、全会一致で可決することに決しました。

次に、議案第20号うきは市宿泊税交付金基金条例の制定について報告いたします。

令和2年に「福岡県宿泊税条例」が施行され、県内に宿泊する宿泊者に「宿泊税」が課税され、「福岡県宿泊税交付金要綱」に基づき、うきは市に対し「宿泊税交付金」が交付されています。交付額が年々増加していることから、観光振興目的に基金を積み立て、大きな施策に活用できるようにしたいとの説明がありました。

委員からは、今後の見込みと、県に対して交付金の割合を増やすよう要望の意見、うきは駅にスターリンクを使った料金決済など調査検討の要望が出されました。

スターリンクについては、一番下のところに説明がありますので、お読みとりください。

福岡県からは令和2年以降、ずっと交付額が増え、令和6年は1,000万円を超える見込み

になっている。県は交付金の配分額は公表していない。変えてほしいと近隣の市町村と一緒に要望していきたい。スターリンクは月額で安価なのは承知している。うきは駅のＩＣカード設置の要望はしてきたが、ＪＲとは平行線をたどっているとの現状の説明がありました。

議案に対しての討論はなく、全会一致で議案を可決することに決しました。

次に、議案第３２号うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について報告します。

議案は、地方公務員法の改正により、人事評価制度が上位法に位置づけられたため、人事評価結果における人事管理を遂行する必要から、評価によって降格の事由及び手続を整備し、改正するものであります。

委員からは、人事評価制度が始まって１０年近くだが、評価の現状について意見が出されました。

各職員が１年間の計画を立て、管理職が年２回ヒアリングを行っている。業務の目標は数値・件数などを入れ、ワーク・ライフ・バランスの評価も入れている。個人の意識を高める意味では効果があると思っている。全員で研修しながら同じ考え方に基づいて実施していこうと進めている。まだ事例はないが、処分の対象となるものも条例で整備していく提案であると説明がありました。

議案に対する討論はなく、全会一致で議案を可決することに決しました。

以上、議案に対する委員会審査の報告して終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。

質疑のある方は、議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第１３号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第１３号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第16号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第32号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第26号

日程第11. 議案第29号

日程第12. 議案第30号

日程第13. 議案第31号

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、議案第17号第2期健康うきは21（うきは市健康増進計画）の策定についてから、日程第13、議案第31号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてまでは厚生文教常任委員会に付託をいたしておりました。審査の経過及び結果について、一括して厚生文教常任委員長の報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 議題となりました、議案第17号、18号、26号、29号、30号、31号は厚生文教常任委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過及び結果を御報告させていただきます。

当委員会では、3月7日に所管課長及び係長に出席を求め、詳細に審査を行いました。それぞれの議案について、主な質疑を御報告させていただきます。

まず、議案第17号第2期健康うきは21（うきは市健康増進計画）の策定についてですが、令和7年から18年度の12年間を計画期間とするものです。新たな施策としてLINEを活用した保健指導についてどのくらい利用があるのかという質疑に対しては、市の公式LINEとは違う「うきは市健康LINE」というアカウントを活用し、今現在の登録者数は800名、実際のサービス利用者は40名程度であり、伸ばしたいと考えているとの回答がありました。

次に、議案第18号うきは市子ども計画の策定については、「子どもまんなか社会」の実現や子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和7年から11年までの5年間で

計画期間とするものです。

委員からは、保護者から経済的負担の軽減や遊び場の要望が多かったと思うが、これらが計画へ反映されているかという質疑が出されました。ニーズ調査を実施し、遊ぶ環境づくりの要望が上がっている。計画では行動目標として取組方針を定めており、行動目標４の１に掲載しているとの回答がありました。

次に、議案第２６号うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定については、鏡田屋敷同様、生涯学習課から都市整備課へ業務移管することに伴うものであり、条文に指定管理制度の内容と管理に関することが追加されています。業務の範囲や基準などを明示し、指定管理を導入することも視野に入れ改正するものです。

委員からは、管理委託と指定管理の違いはとの質疑が出され、現状はシルバー人材センターに管理を委託する形であるが、今後は指定管理を含めたところで検討できるようになる。指定管理になると利用料も徴収し、ある程度自立した形での運営が可能となるとの回答がありました。

また、指定管理とするならば、居蔵の館においては何らかの利益を生む要素があるのか。市としてはそういった方向性に持っていこうとしているのかとの質疑に対しては、文化財的価値を高めながらの活用も考えられる。市役所だけでなく、民間の幅広い意見もいただきながら活用を考える機会をつくっていくべきと考えている。市が整備し、民間に活用してもらうという考えではなく、あくまで民間の資金によって活用してもらうのがベストであるとの回答でした。

次に、議案第２９号うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてですが、子供・若者に関する政策を総合的に推進するため、福祉事務所が所管する子ども計画の策定に併せて青少年問題協議会条例を廃止するものです。子ども・子育て会議へ委員数名が移行し、発展的な廃止であるとの説明でした。質疑はありませんでした。

次に、議案第３０号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青少年問題協議会の廃止に伴い、委員に係る報酬について条例の一部を改正するものです。こちらも質疑はありませんでした。

最後に、議案第３１号うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、令和５年４月１日施行のこども基本法に基づくうきは市子ども計画の策定及び子ども施策の適正及び円滑な実施のため、条例を改正するものです。

委員からは、青少年問題協議会から移行する委員の構成について質疑があり、合計４名を考慮しており、学識経験者１名、自治協議会代表１名、関係機関として警察署より１名、もう１名は検討中であるとの回答がありました。

慎重審査の結果、議案第１７号、１８号、２６号、２９号、３０号、３１号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括してお受けします。質疑のある方は議案番号を述べて質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

それでは、これより議案第１７号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第１７号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１８号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第１８号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

これより議案第２６号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第２９号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第31号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第14．議案第7号

日程第15．議案第8号

日程第16．議案第9号

日程第17．議案第10号

日程第18．議案第11号

日程第19．議案第12号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第7号令和7年度うきは市一般会計予算から日程第19、議案第12号令和7年度うきは市下水道事業会計予算までは、予算特別委員会に付託いた

しておりました。審査の経過及び結果について、一括して予算特別委員長の報告を求めます。

13番、熊懷予算特別委員長。

○予算特別委員長（熊懷 和明君） ただいま議題となりました、議案第7号令和7年度うきは市一般会計予算、議案第8号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第11号令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第12号令和7年度うきは市下水道事業会計予算の歳入歳出予算審査を予算特別委員会に付託されておりました。予算特別委員会では、3月11日、12日、13日、14日、17日の5日間にわたり審査を行い、運営につきましては、岩淵副委員長とともに全力を尽くしてまいりました。

その結果、議案第7号令和7年度うきは市一般会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第8号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第9号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第10号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第11号令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決、議案第12号令和7年度うきは市下水道事業会計予算は、全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

質疑は、全議員による予算特別委員会で審査をいたしておりますので省略をいたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第7号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 9 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 12 号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第20. 追加議案の上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第20、追加議案の上程を行います。議案第44号1件、それから発議第1号から発議第3号までの3件を上程いたします。

日程第21. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第21、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 追加提案理由を申し述べます前に、本日までの間、両常任委員会並びに予算特別委員会におきまして、予算をはじめとする慎重審議を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日追加提案いたします議案は、その他案件1件でございます。

議案第44号は、和解及び損害賠償額を定めることについてでございます。

令和6年5月24日に発生いたしました市が管理をする道路を通行中に道路陥没をしたため転落・横転し、全損をしたアジテータトラックの車両代等について和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

追加提案いたします議案の具体的内容につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明いたします。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

日程第22. 議案第44号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第22、議案第44号和解及び損害賠償額を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課、雨郡でございます。

追加議案書1ページ目をお願いいたします。

議案第44号和解及び損害賠償額を定めることについて。

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号

及び第13号の規定により議会の議決を求める。令和7年3月21日、うきは市長権藤英樹。

1番目としまして、事故の概要でございます。令和6年5月24日金曜日の午後1時頃、市が発注する災害復旧工事におきまして、配達中の相手方車両アジテータトラック、コンクリートミキサー車でございますが、こちらが市が管理する道路の通行中に道路が陥没し、コンクリートも入っていたこともございまして、転落・横転し、全損したものでございます。

相手方でございますが、うきは市の法人でございます。

3番目のほうとしまして、和解の内容でございます。本事故による損害賠償金として、本市は相手方に対しまして2,549万円を支払うものとします。

2番目、今後、本件に関しまして、双方とも一切異議申立て及び請求を行わない。

事故起きたことについて、誠に申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点なのか2点なのか分かりませんが、お尋ねいたします。

1つは、今回、不幸にもというか、事故が起きて、人身事故に至らなかったことはよかったと思うんですが、何せ説明いただいた金額が大変高額でありますし、それでこういう車両代、代車代、撤去費用等については入札等がなされたものかどうかというのが一点です。

それから2点目は、補償するということで、事故に遭った車両についての所有権はどこに行くのか、もしうきは市であれば、よく分かりませんが、今、金属の価格が高騰しておりますが、売却すれば売却益とか出るのかなと思いますが、その辺の詳しい説明がなかったので、以上2点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問2点いただきました。ありがとうございます。

2点の御質問でございますが、今回の金額を決める部分で入札があったのかというところと損害の部分の事故車両の部分の名義はという2点でよろしいでしょうか。

まず、1点目の部分の金額でございますが、入札等ではなくて、車両につきましては保険屋さんの部分と今の実態の部分、価格等を考えながら決められたものでございます。

2点目の部分の車両の名義でございますが、全損でございますので、スクラップという形での処理で、名義等は向こうのほうで処理していただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 再度お尋ねいたします。

価格については向こうのいろんな実勢価格ということですが、何か入札の基準とかうきは市の分について、あったのかなかったのかというのが一点と、事故車両の後片づけといいますか、それは向こうに頼まれたということですが、スクラップにされても全然利益という表現は悪いんですけど、それは生じなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 吉松市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） まず、1点目の御質問の件でございます。

工事の関係の入札ということのお話でございますが、こちらについては、私どもが直接発注する業務じゃございませんで、先方の被害に対して私どもが保険等から補填するという内容でございますので、直接私どもが工事を発注したわけじゃございません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 2点目のほうでございますが、スクラップというか、そのまま、壊れているものですから、そこをスクラップ等をしようとしたら、コンクリートも入ってるような状況でございますので、逆に費用がかかるような状況になります。それで処分していただいたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） ちょっとお尋ねします。

スクラップという件で、写真を見たところで、生コンの中、ミキサー車の生コンを入れるところが固まるき、駄目だと思います。ボディーとか運転席はそこまでなかったの、解体して持ち出さんとされなかったのか、そのところ、スクラップになった経過をよかったらもう少し詳しくお願いしたいと思いますが。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 今回の部分、まず車両を動かすために70トンのクレーン2台を入れております。実際、作業の途中でいきますと、コンクリートミキサー車の中をまず切らないと持ち出せないの、まず切るという形と、それなりの20トンですかね、生コンで10トン弱ございますが、そちらの部分を持ち出す部分で落ちてますので、それを引き上げる部分とかで、結局、部分的なものとして切ってつり上げるような形になってます。そういったところで、原課としては使えないというところでの判断でございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） いろいろ変な聞き方してるんじゃないくて、ミキサー車の回るところは分かりますよ、切って出さないと生コンは固まってますから。それを取り除くと、ボディーから、キャビンから、極端に言や、シャーシとボディーが残っちゃけば、また乗せて利用さ

れるという感覚じゃないですか。そこがどういうふうなスクラップかをちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 今回のところ、車屋さんのほうに一応確認していただきまして、乗せ替えだけで対応できるような損傷ではございませんでした。その部分がございましたので、全損という形で対応させていただいております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今回の議案に対する反対やらないんですけど、要望なんですけど、今回の道路陥没という原因、これは現場を見に行きましたけど、拡張した道路の土が流れ込んで、そこに重たい車両がどんと陥没したと、アスファルトか道路だけで、その下に空間ができていたというのが原因だったんじゃないかならうかと思っておりますので、山間部は結構拡張工事やらがっておりますので、同じような事故が今後起きないような形ででき得る点検をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御指摘のとおり、今回の事故なんですけど、横に川が流れております。川の部分で川床が洪水に伴いまして低下しまして、その低下したところに石積みがございます、その石積みの中から吸い出して、中が空洞化した現象でございます。常日頃、うちのほうとしましても、一応そういった部分がないような形で現況を確認しているところなんですけども、出水前とか出水後の点検等を強化して確認していきたいと思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は可決することに決しました。

日程第23. 発議第1号

○議長（江藤 芳光君） 日程第23、発議第1号うきは市議会会議規則の全部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第1号うきは市議会会議規則の全部を改正する規則の制定について。

標記の規則案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、議会運営委員会委員長佐藤裕宣。

次のページでございます。

うきは市議会会議規則。

うきは市議会会議規則の全部を改正する。

全文を改正するものでございますので、主立ったところのみ説明いたします。

これまでの会議規則では委員会の章がなく、代わりに委員会条例で規定されておりました。今回、標準市議会会議規則に合わせ、委員会条例の条項を会議規則に移し、委員会の章を設けております。

また、令和5年4月26日の地方自治法改正により、議会に係る手続のオンライン化ができるようになったことから、第9章補則、第171条各項において、電子情報処理組織による通知等の条項を設けております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。6番、佐藤裕宣議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 発議第1号について御説明を申し上げます。

発議第1号うきは市議会会議規則の全部を改正する規則の制定については、議会に係る手続のオンライン化に必要な規定等を整備するため、所要の改正を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻りいただきます。

それでは、お諮りしたいと思います。発議第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

日程第24. 発議第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第24、発議第2号うきは市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第2号うきは市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、議会運営委員会委員長佐藤裕宣。次のページでございます。

うきは市議会委員会条例。

うきは市議会委員会条例の全部を改正する。

全部の改正でございます。先ほどの会議規則と関連します標準委員会条例に合わせ、会議規則に委員会の章を移動させたことにより条項ずれが生じるものと、災害や育児・介護等により出席できない場合、委員会にオンラインで出席するために必要な条文の追加などを行うものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。6番、佐藤裕宣議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 発議第2号について御説明いたします。

発議第2号うきは市議会委員会条例の全部を改正する条例の制定については、オンラインによる方法での委員会の開催に必要な規定を整備する等のため、所要の改正を行うものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

日程第25．発議第3号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第25、発議第3号うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案の朗読をさせます。浦局長。

○事務局長（浦 聖子君） 発議第3号うきは市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定

により別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日、うきは市議会議長江藤芳光様。提出者、議会運営委員会委員長佐藤裕宣。

新旧対照表もございます。主なものは、上位法の改正により項ずれが生じているものと文言の整理を行うものとなります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 朗読が終わりました。

提出者からの提案理由の説明を求めます。6番、佐藤裕宣議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 発議第3号について御説明いたします。

発議第3号うきは市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法と刑法の改正等により、所要の改正を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻りください。

お諮りいたします。発議第3号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第26. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第26、諸報告を行います。

市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっております。御覧いただきますようお願いいたします。

日程第 27. 閉会中の調査の申出について

○議長（江藤 芳光君） 日程第 27、閉会中の調査の申出についてを議題といたします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で全ての議案の審議が終了いたしました。

お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第 45 条により、その処理を議長に委任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、市長から挨拶の申出がおりますので、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 議長のお許しをいただきましたので、令和 7 年度第 1 回うきは市議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

2 月 28 日から本日までの 22 日間開会いたしました第 1 回うきは市議会定例会におきまして、令和 7 年度当初予算案をはじめ、条例、その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

そして、定例会最終日である本日に追加提案を行うなど、議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。おかげをもちまして、全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に当たり心して努めてまいりたいと思っております。

また、初日の施政方針でも述べさせていただきました 5 つの柱を基軸といたしまして、新年度も積極的な市政運営の推進に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも御

指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

さて、間もなく令和7年度が始まり、4月6日には消防団入退団式、9日には小学校の入学式、10日には両中学校の入学式などが行われる予定となっております。議員の皆様におかれましては、新年度を迎え大変御多忙なことと存じますが、何とぞ御健勝で、市政発展のために御尽力をいただきますよう心から祈念申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

あと、ここで、年度末でございますので、3月末をもって退職いたします管理職を紹介させていただきます。

市長公室長の吉松浩が3月末をもって退職いたします。

また、退職ではございませんが、生涯学習課長の石井孝幸が定年延長に伴い役職を退きます。4月からは吉松公室長はうきは久留米環境施設組合に、また、石井課長は生涯学習課で勤務する予定となっております。今まで大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） お2人とも大変御苦勞でありました。また、27日の中で御挨拶等も考えております。

それでは、6月定例会の開会日は6月13日金曜日を開会予定といたしておりますので、報告いたしておきます。

これをもちまして、令和7年第1回うきは市議会定例会を閉会をいたします。

大変お疲れでございました。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 藤 芳 光

署名議員 高 木 亜希子

署名議員 高 松 幸 茂